

## 静岡県公安委員会告示第55号

静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第23条の規定により説明又は資料の提出を求められた者が、正当な理由がなくこれを拒んだため、同条例第25条第1項の規定に基づき公表する。

令和2年8月28日

静岡県公安委員会委員長 小長谷 修 誠

### 1 説明又は資料の提出を拒んだ者の氏名及び住所

- (1) 氏名 佐野 逸雄
- (2) 住所 静岡県富士宮市北山3749番地の1

### 2 公表の原因となる事実

標記の者は、静岡県暴力団排除条例第19条第2項において、自己が譲渡又は貸付け（以下「譲渡等」という。）をしようとしている不動産が暴力団事務所の用に供されることとなることを知って、当該譲渡等に係る契約を締結することを禁じているにもかかわらず、情を知って、自己が管理する不動産を指定暴力団六代目山口組系二次団体に譲渡等をした疑いがあると認められる者であるが、令和2年7月27日、正当な理由がなく、同条例第23条の規定に基づく静岡県公安委員会の聴取に応じず、もって、説明又は資料の提出を拒んだものである。